龍谷大学大学院

法学研究

第22号

龍谷大学大学院

法学研究

第22号

目 次

論文

	職場のパワハラ訴訟において被害者の心因的素因が損害賠償額に与える影響と過	失相殺	
	――被害者救済・パワハラ防止の観点より問題点を探る―― 柴 田	美知	子(1)
	消費税法における用途区分の存在意義について 西 川	和身	男(19)
	有期契約労働者の公正な処遇の実現をめざして ——ハマキョウレックス事件最高裁判決を素材にして—— 山 崎	由新	记(39)
要	要 旨		(55)
20	2019 年度 修士論文・課題研究題目		(59)

2019 年度 修士論文・課題研究題目

	題			催		1 4	Ė.
有期契約労働者の ――ハマキョウレッ				山	嵭	由	紀
更正の請求の要件	該当性と法人税法	22条4項の解釈に関する	一考察	佐	藤	憲	亮
消費税法における	用途区分の存在意	義について		西	Ш	和	男
影響と過失相殺		の心因的素因が損害賠償	額に与える				
——被害者救済·	パワハラ防止の観点	ほより問題点を探る――		柴	田	美知	口子

執筆者紹介 (掲載順)

柴 田 美知子 本学法学研究科修士課程修了

西 川 和 男 本学法学研究科修士課程修了

山 﨑 由 紀 本学法学研究科修士課程修了

佐 藤 憲 亮 本学法学研究科修士課程修了

龍谷大学大学院 『法学研究』内規

制 定 1999年10月6日 一部改正 2001年3月22日

(目的と名称)

- 第1条 龍谷大学大学院法学研究科院生の学術研究の奨励及びその成果の発表のため、学術 雑誌を年1回発行する。
 - 2 この学術雑誌を『法学研究』と称する。

(『法学研究』の構成)

第2条 『法学研究』には、修士論文、課題研究及びその他の研究成果(以下「論文」という。)並びに修士論文要旨及び課題研究要旨(以下「要旨」という。)を掲載する。

(論文提出資格)

- 第3条 『法学研究』に掲載する論文を提出する資格を有する者は下記のとおりとする。
 - ① 大学院法学研究科在籍者。
 - ② 大学院法学研究科修了者。
 - ③ その他編集委員会が認めた者。

(編集委員会)

- 第4条 『法学研究』の編集に関する事項を管掌するため、『法学研究』編集委員会(以下 「委員会」という。)をおく。
 - 2 委員会は、大学院法学研究科所属の専任教員3名により構成する。
 - 3 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
 - 4 委員会に委員長をおく。委員長選出は委員の互選による。
 - 5 委員会の招集は、委員長がおこなう。

(論文及び要旨の掲載手続)

- 第5条 論文は、委員会の定めた募集要項に基づき、本内規第3条に該当する者よりこれを 公募する。
 - 2 前項の論文のうち、原則として修士課程における指導教員の推薦に基づき、委員会が承認したものを掲載する。
 - 3 要旨は、原則として前年度修士課程修了者全員の修士論文要旨及び課題研究要旨を 掲載する。

(事務)

第6条 『法学研究』に関する事務は、研究部がおこなう。

付 則

- 第1条 この規程は、1999年10月6日より施行する。
 - 付 則(2001年3月22日第6条改正)
- 第1条 この規程は、2001年4月1日より施行する。

CONTENTS

Articles

The Influence of the Sufferer's Psychological Predisposition on the Damages
and Comparative Negligence in Power Harassment at Work:
Research for issues from the viewpoint of suffer relief and power harassment prevention
····· Michiko Shibata(1)
The Judgement Requirements of Tax Credit concerning the Use Categories of Taxable Purchases of Consumption Tax
Aiming to Achieve Fair Treatment of Fixed-term Contract Workers:
By focusing on the Supreme Court decision of so-called "Hamakyorex case" Yuki Yamasaki (39)

龍谷大学大学院法学研究編集委員会

委員長 寺川史朗 委員 玄 守道

龍谷大学大学院法学研究

第 22 号

2020年8月25日 印刷 2020年8月31日 発行

龍谷大学大学院法学研究編集委員会

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

電話 075-645-7922

印 刷 協和印刷株式会社

〒615-0052 京都市右京区西院清水町13

電話 075-312-4010

THE BULLETIN OF THE GRADUATE SCHOOL OF LAW Published by The Editorial Committee of

The Editorial Committee of the Bulletin of the Graduate School of Law Ryukoku University Kyoto, Japan